

## 建設業者の皆様へ

2016年（平成28年）5月13日

社会経済情勢の変化を踏まえ、建設業法上の金額要件を見直す「建設業法施行令の一部を改正する政令」が2016年（平成28年）6月1日から施行されることとなりましたので、次のとおりお知らせします。

### ○ 改正の概要

#### ① 特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要となる下請契約の金額の引上げ

建築一式工事 4,500万円 → 6,000万円

建築一式工事以外の建設工事 3,000万円 → 4,000万円

#### ② 専任の現場配置技術者を必要とする建設工事の請負代金額の引上げ

建築一式工事 5,000万円 → 7,000万円

建築一式工事以外の建設工事 2,500万円 → 3,500万円

※本市では、開札日が2016年（平成28年）6月1日以降となるものについて、改正後の建設業法施行令に準じて公告を行います。

※本市発注工事における現場代理人の兼任を認める金額要件についても、建築一式工事は5,000万円から7,000万円に、建築一式工事以外は2,500万円から3,500万円に、引き上げます。

問い合わせ先

福山市建設局建設管理部契約課 〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号

TEL 084-928-1076 FAX 084-926-9167

メールアドレス keiyaku@city.fukuyama.hiroshima.jp

福山市上下水道局経営管理部管財契約課 〒720-8526 広島県福山市古野上町15番25号

TEL 084-928-1503 FAX 084-928-1631

メールアドレス kanzai-keiyaku@city.fukuyama.hiroshima.jp